

利活用対象財産：個別資産利活用方針（決定）（R3年度11月追加分）

様式6（公共施設適正化推進会議・推進部会）

【用語注記】
 ○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・・・土砂災害が起きた場合、住人に被害が出てしまう恐れがある区域
 （建築物を規制するものではない。売却等する場合には、当該区域が土砂災害警戒区域であることの明示は必要）
 ○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・・・土砂災害警戒区域の中でも特に危険性が高い区域（新たな建築物については規制がある）

【解体費用見込額について】
 解体費用の見込額の算出については、以下の基準に基づく概算費用です。アスベストが含まれる場合の対応費用は見込んでおらず、調査によりアスベストがある建築物については、この概算の1.5倍から2倍の費用が見込まれます。
 解体費標準単価 R C（鉄筋コンクリート）造：32千円/m² W（木）造：20千円/m² S（鉄骨）造：22千円/m²

【土地のみ】

個別資産利活用方針（案）									
地域	No.	財産名称	所在地	1. 資産利活用の方向性	2. 当該方向性の理由	3. 資産活用の具体的手法	4. 具体的スケジュール	5. 資産利活用に関する経費等見込み	6. その他利活用に関し必要な事項
今市地域	01	日光市平ヶ崎字前ノ後409-8	日光市平ヶ崎409-8	財産処分（売却）	宅地としての利用が見込まれ、行政財産の利活用もないことから、売却に適した財産である。	一般競争入札	公売手続きを進める。（2月の公売物件として扱う予定。）		
	02	日光市吉沢字茅原223-16、223-18（全2筆）	日光市吉沢223-16、223-18	財産処分（売却）	宅地としての利用が見込まれ、行政財産の利活用もないことから、売却に適した財産である。	一般競争入札	公売手続きを進める。（2月の公売物件として扱う予定。）		当該土地は、223-18が市道今33240号と、約2.5m幅で接道している。車で進入する際の通路として隣接の市有地（吉沢223-8、224-2）も併せて利用することが可能だが、近隣農家の農耕車両等も利用している土地であることに留意すること。